

淡路広域水道企業団監査委員条例

平成 22 年 4 月 1 日
条 例 第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第 2 条 法第 199 条第 4 項の規定による定期監査は、毎年 6 月から翌年 2 月までの間に期日を定めて行う。

(監査請求による監査)

第 3 条 法第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項及び第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条第 1 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「企業法」という。）第 27 条の 2 第 1 項及び第 34 条の規定による監査の請求又は要求があつた場合、監査委員は、その請求又は要求のあつた日から 10 日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(決算審査)

第 4 条 企業法第 30 条第 2 項の規定による決算の審査に付されたときは、監査委員は 30 日以内に意見を付して企業長に報告しなければならない。

(例月出納検査)

第 5 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金の出納検査日は、毎月 27 日とする。ただし、やむを得ない理由によりその日に当該出納検査を行うことができないときは、監査委員はこれを変更することができる。

(監査等の期日の通知)

第 6 条 監査委員は、監査又は検査を行うときは、あらかじめその期日を企業長又は関係機関の長及び関係人に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(報告及び公表)

第 7 条 監査等の結果は、監査等が終了したときは遅滞なく結果に関する報告を提出し、かつ、公表を要するものは公表しなければならない。

2 前項の規定による報告及び公表が終了するまでは、監査等の結果を外部に発表することができない。ただし、監査委員が協議により必要と認めた場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による報告に基づき、又は当該報告を参考として講じた措置について、議会又は企業長から通知を受けたときは、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 8 条 法令又は前条の規定による公表は、淡路広域水道企業団公告式条例（昭和 57 年

淡路広域水道企業団条例第2号)に定める掲示場に掲示して行う。ただし、監査委員が必要と認めたときは、合議のうえ、別の方法により公表することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

(補則)

第10条 監査委員の報酬その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。